

地域企業経営人材マッチング促進事業と先導的人材マッチング事業の比較（概要）

	地域企業経営人材マッチング促進事業	先導的人材マッチング事業
給付金/補助金の対象者	人材のリストを活用し、経営人材を採用した 地域企業 (人材受入企業)	金融機関 又は本事業を適切に遂行し得る事業者として地方公共団体の推薦を得た者、及び必要に応じこれらの者と連携する人材紹介会社 (マッチングの担い手)
人材受入企業の要件	- 【地域】 制限なし - 【規模】 資本金10億円未満かつ常時使用する従業員数2000名以下	- 【地域】 本社・勤務地の双方が 東京都（条件不利地域除く。）に所在する場合は対象外 - 【規模】 資本金10億円未満
人材の要件	- 大企業人材（退職後6ヶ月以内まで可）に限定 - 年収要件（ 年収600万円以上 ）※転籍の場合	公募要件で示された 目安 - 受入企業の規模に応じた年収要件（ 年収500万円～900万円以上 ※兼業・副業の場合は常勤換算した年収）等
採用形態	- 転籍 - 兼業・副業 - 出向	- 転籍 - 兼業・副業
マッチングの担い手	地域金融機関 とその関連会社及び提携先の 人材紹介会社 ※いずれかの者が有料職業紹介事業の許可を有する必要	金融機関 又は本事業を適切に遂行し得る事業者として地方公共団体の推薦を得た者、及び必要に応じこれらの者と連携する人材紹介会社
実施主体	金融庁	内閣府
補助事業の構造	- REVICが補助事業者 (※REVICは、本事業の実施に関する認可を内閣総理大臣より受けている。)	- 執行管理団体が補助事業者 - 金融機関等が間接補助事業者
事業の機能	- 地域企業への給付金給付 - 人材プラットフォームの構築 - 研修・ワークショップの提供 - 周知・広報	- 金融機関等への補助金交付 - 周知・広報